

望月社会保険労務士事務所
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371

今日5月1日は、コインの日だそうです。5と1の語呂合わせで日本貨幣商協同組合が制定した記念日だそうです。何でも、世界最初の貨幣は、古代メソポタミア文明で銀を秤って取引した物品貨幣であり、硬貨としては紀元前7世紀のリディア王国のエレクトロン硬貨が最古だそうです。それまでは物々交換でしたから、経済にとって貨幣経済の出現と普及はとんでもない進化ですよ。どうやって、最初に貨幣と物の価値を決めたのかなと考えると夜も眠れなくなります。天才って、どの時代にも居たんだと、改めて思った次第です。

新たな「高年齢者等職業安定対策基本方針」が策定されました

厚生労働省は3月31日、令和8年度から令和11年度までの「高年齢者等職業安定対策基本方針」を公表しました。本方針は、高年齢者がその意欲や能力に応じて活躍できる社会の実現を目的として定められるもので、同省が講じる高年齢者の就業機会増大等に関する施策は、これに沿って展開されます。

1. 高年齢者の就業機会増大に関する目標

高年齢者が本人の希望や能力に応じて働ける企業ならびに雇用の場の拡大を図り、令和11年までに以下の目標の達成を目指しています。

- ・60～64歳の就業率：79.0%以上（令和6年：74.3%）
- ・65～69歳の就業率：57.0%以上（令和6年：53.6%）
- ・70歳までの就業確保措置の実施率：40.0%以上
（令和7年6月1日現在：34.8%）

2. 事業主が行うべき諸条件の整備

上記1の目標を達成するため、事業者は以下の諸条件の整備に努めるものとされています。

(1) 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針

- ① 募集・採用に係る年齢制限の禁止
- ② 職業能力の開発および向上に必要な職業訓練の実施
- ③ 身体機能の低下等に配慮した作業施設の改善等
- ④ 職務の再設計等による高齢者の職域の拡大
- ⑤ 高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ⑥ 勤務時間制度の弾力化
- ⑦ 事業主の共同の取組みの推進

(2) 再就職の援助等に関する指針（一部抜粋）

- ① 再就職援助措置の実施
- ② ハローワーク等による支援の積極的な活用等

(3) 職業生活の設計の援助に関する指針

- ① 職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等
- ② 職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援

いよいよ、70歳まで働くのが当たり前の時代が近づいてきている気がします。65歳位になると個人毎の健康や体力にも差が出てきますので、企業の皆様はそういった要因に合わせた仕事の設計や管理がより重要になってくると考えます。

【参考】新たな「高年齢者等職業安定対策基本方針」を策定しました | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71908.html